

小石川植物園と区道の整備に関する基本協定書

国立大学法人東京大学（以下「甲」という。）と文京区（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「文京区都市マスタープラン」に基づき小石川植物園（以下「植物園」という。）の堀及び当該堀付近の区道を整備するに当たり、甲及び乙の役割その他必要な事項を定めることを目的とする。

（区道編入部分）

第2条 甲は、まちづくりに寄与するため、植物園の一部の用地を無償で道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）の適用を受ける道路とすることを承諾するものとする。

2 前項の規定により法の適用を受けることとなる用地（以下「拡幅部」という。）は、別紙1のとおりとする。なお、拡幅部の面積等の詳細については、乙が今後実施する基本設計を行う際、甲と乙が協議の上定める。

3 前項の規定により拡幅部の面積等が決定したときは、甲は、拡幅部の特別区道路線区域の編入願及び無償使用承諾書を速やかに乙に提出し、乙は、工事着工までに、法第18条に基づき拡幅部を道路区域に編入するものとする。

（整備内容）

第3条 乙は、拡幅部を既存区道部と併せて、植物園と一体的な歩行者空間として整備を行うものとする。

2 道路の拡幅に伴う樹木、施設等の撤去については、乙が行うものとする。
3 道路の拡幅に伴う植物園内の樹木等の移植又は施設等の移設については、乙が今後実施する基本設計を行う際、甲と乙が協議の上定める。
4 乙は、拡幅部における植物園の既存の堀（以下「既存堀」という。）を撤去し、フェンスとする。
5 前項の規定により新設するフェンス（以下「新設フェンス」という。）の仕様については、甲と乙が協議の上定める。

（年度協定等の締結）

第4条 甲と乙は、この協定に基づき、各年度の工事の内容、範囲、費用等について協議し、年度協定等を締結するものとする。

（工事の設計及び施行）

第5条 工事の設計及び施行は、年度協定等に基づき乙が行うものとし、甲は必要に応じて乙に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲と乙の費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 新設フェンスについては、乙は、新設フェンスを別紙2の鋼製フェンスの仕様で設置した場合に要すると見込まれる費用の額を上限として負担し、これを超える部分については、甲がその費用を負担するものとする。
- (2) 新設フェンスの詳細な費用負担については、第3条第5項の規定により仕様が決定した後、前号の規定に基づき定める。
- (3) 第3条第2項及び同条第4項に規定する樹木、施設等及び既存塀の撤去に要する費用は乙がこれを負担し、同条第3項に規定する植物園内の樹木等の移植又は施設等の移設に要する費用については、甲及び乙がそれぞれ2分の1を負担する。
- (4) その他道路整備に要する費用については、乙が負担するものとする。

(工事費等の支払)

第7条 工事費等の支払方法は、年度協定において定めるものとする。

(工事費等の清算)

第8条 乙は、前条の規定による工事費等について、年度ごとに清算し、清算額について甲に通知するものとする。

(既存塀等の維持・管理)

第9条 甲は、拡幅部の道路区域編入後も、各年度の施工箇所以外の既存塀等については、甲の責任の下、適切に維持・管理するものとする。

2 乙は、各年度の施工箇所となる既存塀等については、工事着工後、乙の責任の下、管理するものとする。



(新設塀の引継ぎ)

第10条 乙は、新設フェンスの工事が完了後、速やかに新設フェンスを甲に引き継ぐものとする。

2 甲は、新設フェンスの形状を15年間は変更してはならないものとする。ただし、甲が乙の了解を得た場合を除く。

(承継義務)

第11条 甲は、拡幅部又は新設フェンスの全部又は一部を第三者へ譲渡する場合、自己の責任でこの協定に定める内容を当該譲受人に承継させるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義若しくは変更が生じた場合は、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年12月22日

甲 所在地 東京都文京区本郷七丁目3番1号
名称 国立大学法人 東京大学
代表者 総長 濱田 純

乙 所在地 東京都文京区春日一丁目16番21号
名称 文京区
代表者 文京区長 成澤 廣



別紙1

拡幅部について

拡幅の対象となる区間の概要を表1に示す。道路法が適用される拡幅部については、表1の平均道路幅員となるように拡幅する部分である。

表1 拡幅対象区間の概要

	拡幅対象箇所	道路延長	拡幅後の平均道路幅員
区間1	白山三丁目6～7番	約710m	7.5m
区間2	白山三丁目15～7番	約180m	7.0m

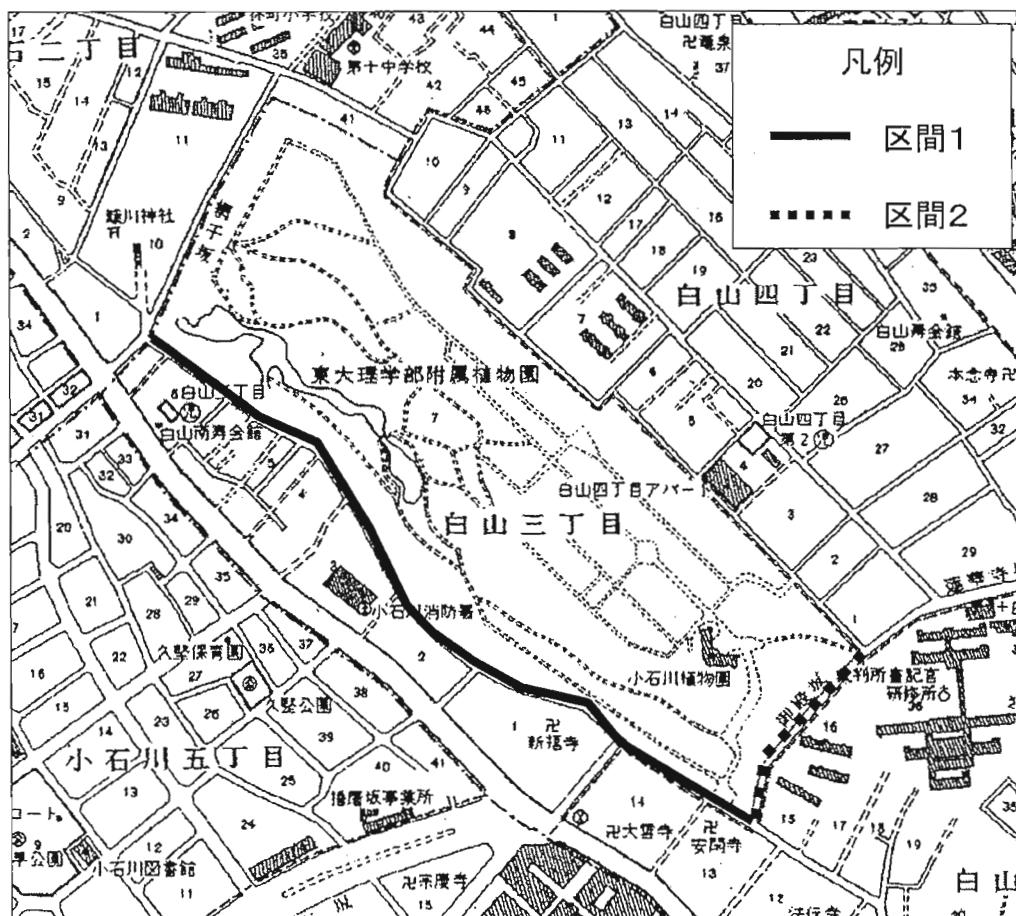


図1 拡幅対象区間

別紙一
二

参考文献

